

■国保課からのお知らせ

国保課 ☎65・1230 (国民健康保険)
☎65・1170 (後期高齢者医療)

▼国民健康保険被保険者証(保険証)を更新します!

国民健康保険の保険証を令和6年8月1日付けで更新します。

新しい保険証(みどり色)は、

7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月以降は新しい保険証を提示してください。

※有効期限切れの古い保険証(水色)は、細かく切って処分するか、国保課または各支所へ返却してください。

▼入院時などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続きについて

74歳以下で国民健康保険に加入している人の「限度額適用認定証」は、毎年8月に更新します。8月以降の認定証が必要な人は、国保課⑨番窓口までお越しください。

なお、勤務や病気などの理由で来庁が難しいときは、郵送で申請することもできますので、国保課までご連絡ください。郵送の場合は、交付までに日数がかかりますので、余裕を持つての手続きをおすすめします。

【受付開始】 7月16日(火)

※更新手続きが8月中であれば、交付される認定証は8月1日から有効となります。

【申請に必要なもの】

- ・認定証が必要な人の被保険者証
- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー(個人番号)がわかるもの

・来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
※別世帯の人が来庁し申請する場合は、国保課までお問い合わせください。

▼後期高齢者医療被保険者証(保険証)を更新します!

後期高齢者医療保険の保険証を令和6年8月1日付けで更新します。

新しい保険証(水色)の負担割合は1割・2割・3割のいずれかで、7月中旬にオレンジ色の封筒の簡易書留にて郵送します。

7月中旬に保険証が届かない場合はご連絡ください。

▼令和6年度後期高齢者医療保険料の決定について

令和6年度の保険料額決定通知書を郵送します。保険料についての詳しい内容は保険証と同封のパンフレットをご覧ください。

【納付方法】

保険料の納付方法は次の①または②のどちらかになります。
①年金から天引き(特別徴収)
②口座振替または納付書による金融機関やコンビニでの納付(普通徴収)



国保課 川上真宙

前年度と納付方法が変更になっている人もいますので、通知書を必ずご確認ください。

▼令和6年度の国民健康保険料について

国民健康保険料については、健全な運営のため、令和4年度から順次、見直しを行っています。令和6年度の保険料決定通知書を、7月中旬に納付義務者である世帯主へ郵送します。

国民健康保険は、加入者皆さんが保険料を出し合い、国・県の負担金と合わせてお互いを助け合う制度です。納期限内納付をお願いします。

▼マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます!

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、保険証利用登録済のマイナンバーカードで受診が可能です。

12月2日以降は、現行の保険証(紙)の新規発行が廃止されますので、マイナンバーカードの取得と利用登録をお願いします。

なお、今回郵送する保険証の有効期限内は、現行の保険証で受診できます。

65歳以上の皆さんへ

納めて安心！介護保険料

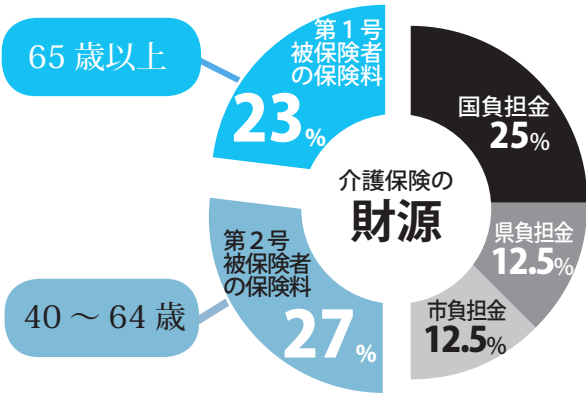
介護福祉課

☎ 65 - 1241

本市の高齢化率は32・7%（令和6年3月末現在）となり、超高齢社会に突入しています。介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために社会全体で支え合う制度です。

▼介護保険料の財源

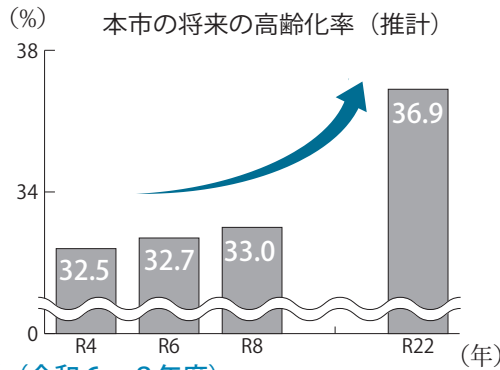
介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている介護保険料と公費（国・県・市）を財源として運営されています。皆さんが納める保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。安心してサービスが受けられるよう、期限内の納付をお願いします。



安心して暮らせるよう
みんなで支え合いましょう。



介護福祉課 石川峰志



65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料（令和6～8年度）

保険料段階（保険料率）	対象者の内容	保険料年額（円）
第1段階（基準額×0.285）	非課税世帯 本人が住民税非課税 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または合計所得金額*と課税年金収入額の合計額が80万円以下	21,500
第2段階（基準額×0.485）		36,600
第3段階（基準額×0.685）		51,700
第4段階（基準額×0.90）	課税世帯 世帯内には住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	68,000
第5段階 基準額		75,600
第6段階（基準額×1.20）	本人が住民税課税 合計所得金額が120万円未満	90,700
第7段階（基準額×1.30）		98,200
第8段階（基準額×1.50）		113,400
第9段階（基準額×1.70）		128,500
第10段階（基準額×1.90）		143,600
第11段階（基準額×2.10）		158,700
第12段階（基準額×2.30）		173,800
第13段階（基準額×2.40）		181,400

介護保険料は、前年の所得を基に算出しています。
*「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。

▼介護保険料

介護保険の第1号被保険者になる65歳からは、介護保険料を直接市に払うことになります。令和6年度の介護保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬に送付します。

▼負担割合証（黄色）の更新

現在お持ちの介護保険負担割合証は、7月31日(水)で適用期間が終了します。新しい負担割合証を7月中旬に郵送しますので、ケアマネジャーや施設職員などに提示してください。